第三条第一項	様式第一第一表及び様式第二第一表	様式第一第一表
	営業費総括表及び営業費明細表	営業費総括表
第三条第二項	別表第一第一表により分類し、それぞれ	それぞれ
第四条第一項	第三表並びに様式第二第二表から第四表まで	第三表
	事業報酬総括表、事業報酬明細表及び一般送配電事業等に係る事業報酬明細表	事業報酬総括表
第四条第二項及び第三項	別表第一第一表により分類し、第一号	第一号
第四条第四項	別表第一第二表により分類し、それぞれ	それぞれ
第五条第一項	様式第一第四表及び様式第二第五表	様式第一第四表
	控除収益総括表及び控除収益明細表	控除収益総括表
第五条第二項	別表第一第一表により分類し、実績値	実績値

2　沖縄電力は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目の変動額を基に変更しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

3　第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十条から第三十二条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	必要である	変動する
	原価等	届出原価等
第二条第二項	四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、前項で定める原価等	前項で定める届出原価等
	事業年度ごとに次条	次条
	額（以下「期間原価等」という。）	変分営業費項目
第三条第一項及び第二項並びに第四条第四項第五号	営業費項目	変分営業費項目